

質 問 回 答 書

富士川町青柳宿追分館 管理運営事業者公募に係る質問に対する回答は次のとおりです。

番号	質 問 事 項		
	項・番号	内 容	回 答
1	富士川町青柳宿追分館管理運営事業者公募要項3ページ5-(3)	追分館管理許可使用料(富士川町都市公園条例第14条第1項第1号)の額を提示してください。	<p>富士川町行政財産使用料条例、別表により算出。</p> <p>使用料の算出(年額)</p> <ul style="list-style-type: none">・建物分(建物底地含む) 建物 $5,543\text{円}/\text{m}^2 \times 6/100 \times 196\text{m}^2 = 65,185\text{円}$ 土地 $19,719\text{円}/\text{m}^2 \times 4/100 \times 196\text{m}^2 = 154,596\text{円}$ 建物分合計 219,781円・土地分(建物底地含まない) 土地 $19,719\text{円}/\text{m}^2 \times 4/100 \times 1,013\text{m}^2 = 799,013\text{円}$ <p>青柳宿追分館の行政財産使用料の合計</p> <p>建物分 219,781円(年額) 土地分 799,013円(年額) <u>合計1,018,794円</u></p> <p>※建物(5,543円)、土地(19,719円)の評価額は現時点での額となり、4月1日以降に変更となる場合があります。</p>